

さいたま市水道局告示第 94 号

X 線分析装置付電子顕微鏡の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

X 線分析装置付電子顕微鏡の購入

(2) 納入場所

さいたま市北区東大成町 2-445-1 水道総合センター

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期間

契約締結日から 180 日以内

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目（大分類）「理化学機器」又は「光学機器・時計」で掲載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市水道局物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 入札説明書に示した特質等を有する物品を納入できる者であること。

- (7) 納入する物品に係るアフターサービスを発注担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札

手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/080/p118383.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和８年７月１７日（金）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

令和８年６月３０日（火）午前９時から令和８年７月１７日（金）午後４時まで

6 競争入札参加資格の結果通知

確認審査終了後、競争入札参加資格の結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあたっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局業務部管財課契約係
電話　０４８（７１４）３０８０　ＦＡＸ　０４８（８３２）３３３６

(2) 交付日時

令和８年７月２４日（金）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒（角形２号封筒又はこれに類する寸法のもの）に１８０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送（一般書留又は簡易書留等）による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間は、令和８年７月２７日（月）午前９時から令和８年８月３日（月）午後５時までとする。（郵送の場合は、提出期間内必着とする。）

ウ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送の場合の入札書の到達期限及び提出先

ア 到達期限

令和8年8月3日（月）午後5時までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月4日（火）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（税込み）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書に記載のとおり

イ 申請期間

5(2)に同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札

イ 7(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札には、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、電子くじにより落札者を決定する。

10 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、借入場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/004/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。